

議案第9号

東広島市歴史民俗資料館管理運営規則の一部改正について

東広島市歴史民俗資料館管理運営規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和2年3月17日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市歴史民俗資料館のうち、八本松歴史民俗資料館は、その管理運営上、開館日と開館時間を東広島市立美術館と同一としていたが、美術館の新築移転に伴い、現美術館での管理運営ができなくなることから、管理運営を文化課で行うこととし、開館日時を他の歴史民俗資料館と揃えることとするため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市歴史民俗資料館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市歴史民俗資料館管理運営規則の一部を改正する規則

東広島市歴史民俗資料館管理運営規則（昭和52年東広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第3条ただし書中「休館日を変更し、又は臨時に休館日を設定する」を「休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館する」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1）土曜日及び日曜日

第3条第2号中「1月5日まで」の右に「の日（前号に掲げる日を除く。）」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

別記様式第1号及び別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第3号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新	旧
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条（略） （休館日）</p> <p>第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、<u>休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。</u></p> <p><u>（1）土曜日及び日曜日</u></p> <p><u>（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p><u>（3）12月28日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>別記様式第1号及び別記様式第2号中「<u> 年 月 日</u>」</p> <p>別記様式第3号中「<u>令和 年 月 日</u>」</p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条（略） （休館日）</p> <p>第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、<u>休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p> <p><u>（1）三永歴史民俗資料館及び安芸津歴史民俗資料館にあつては土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、八本松歴史民俗資料館にあつては月曜日</u></p> <p><u>（2）12月28日から翌年の1月5日まで</u></p> <p>別記様式第1号及び別記様式第2号中「<u>平成 年 月 日</u>」</p> <p>別記様式第3号中「<u>平成 年 月 日</u>」</p>